

## 議案第 1 1 号

### 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所若しくは公共の乗物又は集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定若しくは多数の者が利用するような場所若しくは乗物において、人に対し、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること（公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。）。
- (2) 衣服等で覆われている内側の人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。
- (3) 下着等を写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。
- (4) 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。）。

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。
- (2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならない。

(1) 公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所

(2) 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所（前号に該当するものを除く。）

(嫌がらせ行為の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。

体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り

得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止）

第5条 略

（押売行為等の禁止）

第6条 略

（景品買い行為の禁止）

第7条 略

（不当な客引行為の禁止）

（不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止）

第4条 略

（押売行為等の禁止）

第5条 略

（景品買い行為の禁止）

第6条 略

（不当な客引行為の禁止）

第8条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等により執ような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第9条 略

(罰則)

第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は

第7条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等によりしつような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 略

(罰則)

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

100万円以下の罰金に処する。

5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第5項（第8条に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。